

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整理に関する条例

(大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第1条 大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年大和市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年大和市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(大和市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第3条 大和市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年大和市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第8号を同条第10号とし、同条第7号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同条中第6号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

第5条に次の1号を加える。

(3) 苦情処理の状況

(大和市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 大和市一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年大和町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第6条の見出し中「給料表」の次に「及び級別基準職務表」を加え、同条第3項中「なるべき標準的な」を「なる」に、「級別標準職務表」を「法第25条第3項第2号の規定に基づく級別基準職務表」に改め、「定めるもののほか、規則で」を削る。

別表第5中「級別標準職務表」を「級別基準職務表」に改め、同表標準職務の欄を

次のように改め、同表備考を削る。

基準となる職務
定型的な業務を行う職務
主査の職務 指導主事の職務
係相当の組織の長の職務 保育園の副園長の職務 相当の経験が必要とする指導主事の職務 専門的な技術が必要とする主任の職務
課相当の組織の長の職務 担当課長の職務 保育園の園長の職務 課相当の組織の重要な業務を分担する職務 主任指導主事の職務
参事の職務 次長の職務 所長の職務
部相当の組織の長の職務 担当部長の職務 会計管理者の職務
主任を除く学校給食員の職務
主任を除く技能職員又は労務職員の職務 相当の経験が必要とする主任を除く学校給食員の職務
技能職員、労務職員又は学校給食員の主任の職務
消防主事補の職務 隊員の職務
消防主事の職務 相当の経験が必要とする隊員の職務
主査の職務

分隊長の職務 相当高度の知識経験を必要とする隊員の職務
係長の職務 隊長の職務 副主幹の職務
課長の職務 担当課長の職務 分署長の職務 主幹の職務

参事の職務 次長の職務 署長の職務
消防本部の長の職務
医員の職務
医長の職務
上級医長の職務
部長の職務 担当部長の職務
副院長の職務
院長の職務
薬剤師、栄養士その他の医療技術員の職務
相当の経験を必要とする薬剤師、栄養士その他の医療技術員の職務
主任の職務
主査の職務
科長補佐又はセンター長補佐の職務
部長の職務 科長又はセンター長の職務
保健師、助産師、看護師又は准看護師の職務

相当の経験を必要とする保健師、助産師、看護師又は准看護師の職務
相当高度の知識経験を必要とする保健師、助産師、看護師又は准看護師の職務
看護主任の職務
看護師長の職務
部長の職務 部の重要な業務を分担する職務
保育園又は小中学校の庁務作業に係る職務
他の級の適用を受けない職務
専門的かつ高度の知識経験を必要とする職務

(大和市災害派遣手当及び大和市武力攻撃災害等派遣手当の支給に関する条例の一部改正)

第5条 大和市災害派遣手当及び大和市武力攻撃災害等派遣手当の支給に関する条例

(平成17年大和市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。